

## 市場第一部銘柄指定審査制度の整備について

平成19年 1月31日  
株式会社名古屋証券取引所

### I. 趣 旨

現行、市場第一部銘柄指定基準においては、指定の時期を、原則として決算期又は中間期を含む月の翌月から起算し、6か月目の月の初日と定めているが、指定日が特定されていることで一部指定を予想した売買による流通市場の混乱を招く恐れがあり、これを防止するため、一部指定の時期の柔軟化を図るほか、証券市場の健全性の確保の観点から、一部指定を申請する者に対し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書制度を導入するなど、一部指定審査制度について所要の改正を行うこととする。

### II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 一部指定の時期の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"><li>一部指定を予想した売買による流通市場の混乱を防止する観点から、特定の指定日を定めないこととし、随時、一部指定審査の申請を受付けられるよう、一部指定審査の柔軟化を図るものとする。</li></ul>	※現行、指定の時期は原則として決算期又は中間期を含む月の翌月から起算し、6か月目の月の初日（初日が休業日の場合は順次繰り下げ）としている。
2. 形式基準の審査対象時期の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>指定審査に係る形式基準の審査対象時期について、原則として新規上場審査基準に準じた見直しを行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>具体的には、現行、「直前事業年度の末日又は中間期末」としている上場株式数に係る審査対象時期を「指定の時」とするなど、新規上場審査基準上、「上場の時」と定めている審査対象時期に準じた対応等を図ることにより、一部指定審査を柔軟に行うこととする。</li></ul>
3. 確認書制度の導入	<ul style="list-style-type: none"><li>一部指定を申請する者は、当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出するものとする。</li><li>一部指定を申請する者は、幹事である取引参加者が作成した当取引所所定の確認書を提出するものとする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現在、市場第一部・第二部・セントレックス市場への上場申請時においても既に要請事項として当該確認書を受領しているが、今般の改正に併せて、いずれについても上場規則上明示することとする。</li></ul> ※当該確認書は、反社会的勢力との関係等について確認するものである。

### III. 実施時期

平成19年3月初旬を目途に実施する。

以 上